通　知　預　金　規　定

（2024 年 10 月 1 日以降新規受付停止）

１．預入れの最低金額

この預金の預入れは１口５万円以上とします。なお、預入れのときは必ず通帳を持参してください。

２．預金の支払時期等

(1) この預金は、預入日から７日間の据置期間経過後に利息とともに支払います。
(2) 第５条第３項による場合を除き、この預金の解約にあたっては、解約する日の２日前までに通知を必要とします。

３．証券類の受入れ

(1) 小切手その他の証券類を受入れたときは、その証券類が決済された日を預入日とします。
(2) 受入れた証券類が不渡りとなったときは預金になりません。
不渡りとなった証券類は、通帳の当該受入れの記載を取消したうえ、受入店で返却します。

４．利息

(1) この預金の利息は、預入日から解約日の前日までの日数について店頭に表示する毎日の通知預金の利率によって計算します。ただし、利率は金融情勢に応じて変更します。
(2) この預金を据置期間中に解約する場合および第５条第３項の規定により解約する場合、その利息は、預入日から解約日の前日までの日数について解約日における普通預金の利率によって計算し、この預金とともに支払います。
(3) この預金の付利単位は１万円とします。

５．預金の解約

(1) この預金を解約するときは、当行所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して通帳・証書とともに当行に提出してください。
(2) 前項の解約手続きに加え、この預金の解約を受けることについて正当な権限を有することを確認するため本人確認資料の提示等の手続きを求めることがあります。この場合、当行が必要と認めるときは、この確認ができるまでは解約を行いません。
(3) この預金は次の各号のいずれにも該当しない場合に利用することができ、次の各号の一にでも該当する場合には、当行はこの預金の開設をおことわりするものとします。また、次の各号の一にでも

該当し、お客さまとの取引を継続することが不適切である場合には、当行はこの預金取引を停止し、またはお客さまに通知することによりこの預金を解約することができるものとします。なお、この解約によって生じた損害については、当行は責任を負いません。また、この解約により当行に損害が生じたときは、その損害額を支払ってください。

① お客さまが口座開設申込時にした表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合

② お客さまが、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から 5 年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下、これらを「暴力団員等」といいます。）に該当し、または次のいずれかに該当することが判明した場合

Ａ暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること

Ｂ暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること

Ｃ自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること

Ｄ暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること

Ｅ役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること

③ お客さまが、自らまたは第三者を利用して次のいずれか一にでも該当する行為をした場合

Ａ暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（以下、「暴対法」といいます。）第 2 条 1 号に規定する暴力的不法行為等に該当する行為

Ｂ暴対法第 9 条各号に定める暴力的要求行為に該当する行為

Ｃ第三者に暴対法第 9 条各号に定める暴力的要求行為をなすことを要求し、依頼し、又は唆す行為

Ｄその他前各号に準ずる行為

(4) 解約は預金１口ごとに取扱います。その一部の解約はいたしません。

６．届出事項の変更、通帳の再発行等

(1) 通帳・証書や印章を失ったとき、または、印章、名称、住所その他の届出事項に変更があったときは、直ちに当行へ届出てください。

(2) 前項の印章、名称、住所その他の届出事項の変更の届出前に生じた損害については、当行に過失がある場合を除き、当行は責任を負いません。

(3) 通帳・証書または印章を失った場合のこの預金の元利金の支払いまたは通帳の再発行は、当行所定の手続きをした後に行います。なお、2023 年 6 月 30 日以降は、証書の発行を廃止しておりますので、証書を失った場合は、通帳により再発行いたします。

(4) 通帳を再発行する場合には、当行所定の手数料をいただきます。

７．成年後見人等の届出

(1) 家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合には、直ちに書面によって成年後見人等の氏名その他必要な事項を当行へ届出てください。お客さまの成年後見人等について、家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合も同様にお届けください。
(2) 家庭裁判所の審判により、任意後見監督人の選任がなされた場合には、直ちに書面によって任意後見人の氏名その他必要な事項を当行へ届出てください。
(3) すでに補助・保佐・後見開始の審判を受けている場合、または任意後見監督人の選任がなされている場合にも、前2項と同様に、直ちに書面によって当行へ届出てください。
(4) 前 3 項の届出事項に取消または変更等が生じた場合にも同様に、直ちに書面によって当行へ届出てください。
(5) 前4項の届出の前に生じた損害については、当行は責任を負いません。

8. 印鑑照合

この取引において払戻請求書、諸届その他の書類に使用された印影を届出の印鑑と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱う場合、それらの書類につき偽造、変造その他の事故があってもそのために生じた損害については、当行は責任を負いません。なお、お客さまが個人である場合には盗取された通帳・証書を用いて行われた不正な払戻しの額に相当する金額について、次条により補てんを請求することができます。

９．盗難通帳・証書による払戻し等

(1) お客さまが個人の場合であって、盗取された通帳・証書を用いて行われた不正な払戻し（以下、本条において「当該払戻し」といいます。）については、次の各号のすべてに該当する場合、お客さまは当行に対して当該払戻しの額に相当する金額およびこれに付帯する約定利息ならびに手数料に相当する金額の補てんを請求することができます。
① 通帳・証書の盗難に気づいてからすみやかに、当行への通知が行われていること
② 当行の調査に対し、お客さまより十分な説明が行われていること
③ 当行に対し、捜査機関に被害届を提出していることその他の盗取されたことが推測される事実を確認できるものを示していること
(2) 前項の請求がなされた場合、当該払戻しがお客さまの故意による場合を除き、当行は、当行へ通知が行われた日の 30 日（ただし、当行に通知することができないやむをえない事情があることをお客さまが証明した場合は、30 日にその事情が継続している期間を加えた日数とします。）前の日以降になされた払戻しの額に相当する金額およびこれに付帯する約定利息ならびに手数料に相当する金額（以下、「補てん対象額」といいます。）を前条本文にかかわらず補てんするものとします。
ただし、当該払戻しが行われたことについて、当行が善意かつ無過失であり、かつ、お客さまに過失（重過失を除く）があることを当行が証明した場合は、当行は補てん対象額の 4 分の 3 に相当する金額を補てんするものとします。

(3) 前 2 項の規定は、第 1 項にかかる当行への通知が、通帳・証書が盗取された日（通帳・証書が盗取された日が明らかでないときは、盗取された通帳・証書を用いて行われた不正な払戻しが最初に行われた日）から、2 年を経過する日後に行われた場合には、適用されないものとします。

(4) 第 2 項の規定にかかわらず、次のいずれかに該当することを当行が証明した場合には、当行は補てんしません。

① 当該払戻しが行われたことについて当行が善意かつ無過失であり、かつ、次のいずれかに該当すること

Ａ当該払戻しがお客さまの重大な過失により行われたこと

Ｂお客さまの配偶者、二親等内の親族、同居の親族その他の同居人、または家事使用人によって行われたこと

Ｃお客さまが、被害状況についての当行に対する説明において、重要な事項について偽りの説明を行ったこと

② 通帳・証書の盗取が、戦争、暴動等による著しい社会秩序の混乱に乗じまたはこれに付随して行われたこと

(5) 当行がこの預金についてお客さまに払戻しを行っている場合には、この払戻しを行った額の限度において、第 1 項にもとづく補てんの請求には応じることはできません。また、お客さまが、当該払戻しを受けた者から損害賠償または不当利得返還を受けた場合も、その受けた限度において同様とします。

(6) 当行が第 2 項の規定にもとづき補てんを行った場合に、当該補てんを行った金額の限度において、この預金にかかる払戻請求権は消滅します。

(7) 当行が第 2 項の規定により補てんを行ったときは、当行は、当該補てんを行った金額の限度において、盗取された通帳・証書により不正な払戻しを受けた者その他の第三者に対してお客さまが有する損害賠償請求権または不当利得返還請求権を取得するものとします。

10. 口座の自動閉鎖

下記条件に該当する場合、預金口座を閉鎖します。なお、口座閉鎖に関する通知は行いません。

(1) 口座残高がゼロであること

(2) 最終取引日から 1 年経過していること

11. 譲渡、質入れの禁止

(1) この預金、預金契約上の地位その他この取引にかかるいっさいの権利および通帳は、譲渡、質入れその他第三者の権利を設定すること、または第三者に利用させることはできません。

(2) 当行がやむをえないと認めて質入れを承諾する場合には、当行所定の書式により行います。

12. 保険事故発生時におけるお客さまからの相殺

(1) 第２条にかかわらず、この預金は、満期日が未到来であっても、当行に預金保険法の定める保険事故

が生じた場合には、当行に対する借入金等の債務と相殺する場合に限り当該相殺額について期限が到来したものとして、相殺することができます。

なお、この預金に、お客さまの当行に対する債務を担保するため、もしくは第三者の当行に対する債務でお客さまが保証人となっているものを担保するために質権等の担保権が設定されている場合にも同様の取扱いとします。

(2) 前項により相殺する場合には、次の手続きによるものとします。

① 相殺通知は書面によるものとし、複数の借入金等の債務がある場合には充当の順序方法を指定のうえ、当行所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して、通帳・証書とともに直ちに当行へ提出してください。

ただし、この預金で担保される債務がある場合には、当該債務または当該債務が第三者の当行に対する債務である場合にはお客さまの保証債務から相殺されるものとします。

② 前号の充当の指定のない場合には、当行の指定する順序方法により充当いたします。

③ 第１号による指定により、債権保全上支障が生じるおそれがある場合には、当行は遅滞なく異議を述べ、担保・保証の状況等を考慮して、順序方法を指定することができるものとします。

(3) 第１項により相殺する場合の利息等については、次のとおりとします。

① この預金の利息の計算については、その期間を相殺通知が当行に到達した日の前日までとして、利率は約定利率を適用するものとします。

② 借入金等の債務の利息、割引料、遅延損害金等の計算については、その期間を相殺通知が当行に到達した日までとして、利率、料率は当行の定めによるものとします。また、借入金等を期限前弁済することにより発生する損害金等の取扱いについては支払は不要です。

(4) 第１項により相殺する場合の外国為替相場については当行の計算実行時の相場を適用するものとします。

(5) 第１項により相殺する場合において借入金の期限前弁済等の手続きについて別の定めがあるときには、その定めによるものとします。ただし、借入金の期限前弁済等について当行の承諾を要する等の制限がある場合においても相殺することができるものとします。

13. 休眠預金等活用法に係る異動事由

この預金について、以下の事由を民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律（以下、「休眠預金等活用法」といいます。）にもとづく異動事由として取扱います。

(1) 払戻し、預入れ、振込の受入れ、振込による払戻し、口座振替その他の事由により預金額に異動があったこと。（当行からの利息の支払に係るものを除きます。）

(2) 手形または小切手の呈示その他の第三者による支払の請求があったこと。（当行が当該支払の請求を把握することができる場合に限ります。）

(3) お客さま等から、この預金について次に掲げる情報の提供の求めがあったこと。（この預金が休眠預金等活用法第３条第１項にもとづく公告（以下、本項において「公告」といいます。）の対象となっている場合に限ります。）

① 公告の対象となる預金であるかの該当性

② お客さま等が公告前の休眠預金等活用法にもとづく通知を受取る住所地

(4) お客さま等からの申出にもとづく通帳の発行、記帳（記帳する取引がない場合を除く）もしくは繰越があったこと。

(5) お客さま等からの申出にもとづく契約内容の変更（お客さま等からの申出による口座移管に限る）があったこと。

(6) この預金が他の預金等と一体となった 1 冊の通帳にて預入されている場合において、その通帳に預入されている他の預金について、前 1 項から 5 項に掲げるいずれかの事由が生じたこと。

14. 休眠預金等活用法に係る最終異動日等

(1) この預金について、休眠預金等活用法における最終異動日等とは、次に掲げる日のうち最も遅い日をいうものとします。

①第 13 条に掲げる異動が最後にあった日

②将来における預金に係る債権の行使が期待される事由として次項で定めるものについては、預金に係る債権の行使が期待される日として次項において定める日

③当行がお客さま等に対して休眠預金等活用法第 3 条第 2 項に定める事項の通知を発した日。ただし、当該通知がお客さまに到達した場合または当該通知を発した日から 1 か月を経過した場合（1 か月を経過する日または当行があらかじめ預金保険機構に通知した日のうちいずれか遅い日までに通知がお客さまの意思によらないで返送された時を除く）に限ります。

④この預金が休眠預金等活用法第 2 条第 2 項に定める預金等に該当することとなった日

(2) 第 1 項第 2 号において、将来における預金に係る債権の行使が期待される事由とは次の各号に掲げる事由のみをいうものとし、預金に係る債権の行使が期待される日とは、当該各号に掲げる事由に応じ、各号に定める日とします。

①預入期間、計算期間または償還期間の定めがあること

預金に係る債権の行使が期待される日：預入期間、計算期間または償還期間の末日（自動継続扱いの預金にあたっては初回満期日）

②他の預金等と一体となった 1 冊の通帳にて預入される他の預金について、前号に掲げる事由が生じた場合

預金に係る債権の行使が期待される日：他の預金に係る最終異動日等

15. 休眠預金等代替金に関する取扱い

(1) この預金について長期間お取引がない場合、休眠預金等活用法にもとづきこの預金に係る債権は消滅し、お客さま等は、預金保険機構に対する休眠預金等代替金債権を有することになります。

(2) 前項の場合、お客さま等は、当行を通じてこの預金に係る休眠預金等代替金債権の支払を請求することができます。この場合において、当行が承諾したときは、お客さまは、当行に対して有していた預金債権を取得する方法によって、休眠預金等代替金債権の支払を受けることができます。

(3) お客さま等は、第 1 項の場合において、次に掲げる事由が生じたときは、休眠預金等活用法第 7 条第 2 項による申出および支払の請求をすることについて、あらかじめ当行に委任します。

① この預金に係る休眠預金等代替金の支払を債権の目的とする強制執行、仮差押えまたは国税滞納処分（その例による処分を含みます。）が行われたこと
② この預金に係る休眠預金等代替金の一部の支払が行われたこと

(4) 当行は、次の各号に掲げる事由を満たす場合に限り、お客さま等に代わって第３項による休眠預金等代替金の支払を請求することを約します。
① 当行がこの預金に係る休眠預金等代替金について、預金保険機構から支払等業務の委託を受けていること
② 前項にもとづく取扱いを行う場合には、お客さま等が当行に対して有していた預金債権を取得する方法によって支払うこと

16. 規定の変更

この規定は、民法第 548 条の 4 の規定にもとづき改定されることがあります。改定を行う旨および改定後の規定の内容ならびにその効力発生時期は、効力発生時期が到来するまでに当行ホームページへの掲載による公表その他相当の方法で周知することにより変更出来るものとします。

以上

2024 年 10 月 1 日現在